

第84号議案

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月6日

品川区長 濱 野 健

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「品川区長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「（品川区長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（説明）公職選挙法が改正されたことに伴い、区議会議員の選挙運動用のビラの作成について、公費負担を行う必要がある。